

年金受給者の皆様へ

[平成28年分]年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き（継続用） における表現について（お願い）

扶養親族等申告書と同封のリーフレット「年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き」（継続用）について、⑤ページ下部の寡婦の説明について一部誤解を招く表現があることが判明いたしました。

下記をよく読んで、正しく申告されますようお願い申し上げます。

（正しい記載）

かふ とくべつかふ かふ
寡婦・特別寡婦・寡夫とは

所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方が以下の要件に該当する方をいいます。

本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	離婚・死別・生死不明	500万円以下	特別寡婦に該当
	扶養親族（子以外）がいる	離婚・死別・生死不明	500万円超	寡婦に該当
	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子（※3）がいる	離婚・死別・生死不明	要件なし	
	扶養親族や生計を一にする子がいない	死別・生死不明	500万円以下	寡夫に該当
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子（※3）がいる	離婚・死別・生死不明	500万円以下	

※3 子は、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない者に限られます。

⑤ ページ

（作成したリーフレットの表現）

かふ とくべつかふ かふ
寡婦・特別寡婦・寡夫とは

所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方が以下の要件に該当する方をいいます。

本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	離婚・死別・生死不明	500万円以下	特別寡婦に該当
	扶養親族（子以外）がいる		500万円超	寡婦に該当
	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子（※3）がいる	死別・生死不明	要件なし	
	扶養親族や生計を一にする子がいない		500万円以下	寡夫に該当
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子（※3）がいる	離婚・死別・生死不明	500万円以下	

※3 子は、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない者に限られます。

⑤ ページ

扶養親族である子がいる場合、「500万円超 寡婦に該当」の記載が漏れている。

扶養親族（子以外）がいる場合、「要件なし」が正しい。